

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年3月13日(2014.3.13)

【公開番号】特開2012-167202(P2012-167202A)

【公開日】平成24年9月6日(2012.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-035

【出願番号】特願2011-29701(P2011-29701)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 L 1/02 (2006.01)

C 08 L 33/00 (2006.01)

C 08 L 69/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 L 1/02

C 08 L 33/00

C 08 L 69/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月24日(2014.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記セルロースナノファイバーは、I型のセルロースにより製造される請求項1～3のいずれか一項に記載の複合樹脂組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(1) 本発明の複合樹脂組成物は、平均直径が3～400nmであるセルロースナノファイバーを樹脂中に含有する複合樹脂組成物であって、前記樹脂の屈折率と前記セルロースナノファイバーの屈折率の差の絶対値が0.02以下であることを特徴とする。

(2) 本発明の複合樹脂組成物は、さらに1種以上の着色剤を含有することが好ましい。

(3) 本発明の複合樹脂組成物は、前記1種以上の着色剤のうち、少なくとも1種は光沢粒子であることが好ましい。

(4) 本発明の複合樹脂組成物は、前記セルロースナノファイバーの水酸基が修飾基により化学修飾されていることが好ましい。

(5) 本発明の複合樹脂組成物は、前記セルロースナノファイバーは、I型のセルロースにより製造されることが好ましい。

(6) 本発明の複合樹脂組成物は、前記樹脂がポリカーボネート樹脂、又はアクリル樹脂であるであることが好ましい。

(7) 本発明の複合樹脂組成物は、前記樹脂がポリカーボネート樹脂であり、さらに光沢粒子を含有することが好ましい。

(8) 本発明の成形体は、先に記載の複合樹脂組成物を成形してなることを特徴とする。

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

前記(B)セルロースナノファイバーの製造には、I型、II型のセルロースの両方が好適に使用できる。本発明に用いられる(B)セルロースナノファイバーはどちらを用いても良いが、I型を主成分とした方が、(A)樹脂に対する補強効果が高い点から好ましい。このため、I型が確認されない図1に示されるようなの範囲を0~30とするX線回折パターンが、14 18に1つ又は2つのピークと、20 24に1つのピークとを有し、他にはピークを有さないものが特に好ましい。